

京北運動公園の利用料金上限額等の改定及び運営状況について

京北運動公園は、野球場兼運動場とテニスコートを備え、京北地域における市民スポーツの活動拠点として利用されています。

運営は、以下2に示すとおり、利用者が支払う利用料金だけでは賄えないため、不足分については、公費負担（施設を利用しない方を含めた市民の税金で負担）により賄われています。

厳しい財政状況下においても、施設の運営を持続可能なものとするため、受益者負担適正化の取組みを進めており、令和5年4月1日に利用料金の改定を予定しています。

1 利用料金の改定額（主なもの）

改定内容の詳細については、別紙を御参照ください。

施設名称	単位	現行		改定後			
		昼間	夜間	平日		土日祝	
				昼間	夜間	昼間	夜間
野球場兼運動場	1面1時間	520円	730円	据置		780円	1,090円
テニスコート		520円				780円	

※平日は稼働率が低いため料金を据置

※実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定

2 運営状況

<施設稼働率> 11%

<支出> 1施設1時間当たり 2,240円（総額 7.6百万円）

運営経費 2,240円

<収入> 1施設1時間当たり 830円（総額 2.8百万円）

利用料金 （改定前）550円（25%） （改定後）830円（37%）	（改定前）差額 1,690円（75%） （改定後）差額 1,410円（63%） ← 市民の税金で負担（公費で負担）
---	---

改定前の時点で、公費負担がない場合、1施設1時間当たり 2,240円のご負担が必要なところ、公費で 1,690円負担することで 550円に軽減

改定後も 1,410円の公費負担を継続し、利用者負担の増加を可能な限り抑制

京北運動公園の利用料金上限等改定額

1 施設料金（改定率 50%）

区分	単位	利用料金			
		昼間（8:30～17:30）		夜間（17:30～22:30）	
		平日	土日	平日	土日
野球場兼運動場	1 時間	520	780	730	1090
テニスコート	1 面につき 1 時間	520	780	520	780

2 付属設備（改定率 0～50%）

区分	単位	利用料金	
有料ロッカー	1 個 1 回につき 1 日	100	
温水シャワー設備	1 個につき 1 回	100	
放送設備（マイクロホン 1 本付き）	一式につき 1 日	2,500	
携帯用拡声器	1 台につき 1 日	780	
大会用テント	1 張りにつき 1 日	460	
夜間照明設備	野球場用	1 時間	5,490
	テニスコート用	1 面分につき 1 時間	610
野球用具	ベース	1 組につき 1 日	150
テニス用具	ネット	1 張りにつき 1 日	150

3 供用時間外の利用料金（新規）

区分	単位	利用料金	
		平日	土日
野球場兼運動場	1 時間	2,190	3,270
テニスコート	1 面につき 1 時間	1,560	2,340

4 入場料を徴収する場合の利用料金（新規）

利用者が入場料を徴収する場合、その収入額の 100 分の 15（注）に相当する額が利用料金を超えるときの利用料金は、その収入額の 100 分の 15（注）に相当する額とします。

注 学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に使用する場合は、100 分の 10

5 構内地の利用（改定率 5%）

区分	単位	利用料金
売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業	1 平方メートルにつき 1 日	1,560
立ち売り又は行商	1 人につき 1 日	3,450

※ 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定します。